

適用（取得・喪失） FAQ

項番	質問	回答	追加・更新年月
1	資格取得をした職員の資格情報の確認はどのようにすれば良いでしょうか。	事業主から資格取得届が提出された後に、当健保組合で資格情報のお知らせの発行事務を行いますので、資格取得届受理後、3営業日をめどに事業主に回付します。 資格情報のお知らせをマイナンバーカードと一緒に医療機関受付で提示することにより、マイナ保険証と同様に医療機関での受診が可能となります。 4月は新規採用者が多いため、資格情報のお知らせ交付までに2週間程度かかることもあり、通常よりも時間を要しますので、あらかじめご了承ください。 なお、2週間経過しても資格情報のお知らせが交付されない場合は、事業主又は各拠点総務ご担当者にご確認ください。	令和6年12月
2	資格取得をした際にマイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていない場合はどのようにすれば良いでしょうか。	令和6年12月2日以降の新規加入者でマイナンバーカードを持っていない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある場合は、事業主から資格取得届を提出される際に「資格確認書(再) 交付申請書」を添付して当健保組合へご提出ください。 「資格確認書（再）交付申請書」を受付次第、すみやかに発行し、事業主経由で被保険者の就労先へ送付します。 被扶養者の扶養認定のための手続きに関しても、「被扶養者（異動）届」とともに「資格確認書（再）交付申請書」を添付して事業主経由で当健保組合へご提出ください。	令和6年12月
3	マイナンバーカードを保険証として利用するにはどのようにすれば良いでしょうか。	マイナンバーカードを取得し、利用登録の手続きを行う必要があります。マイナポータルアプリや医療機関・薬局等の顔認証付きカードリーダー、セブン銀行のATM、各市区町村の住民向けマイナポータル専用端末で利用登録ができます。	令和6年12月
4	資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合はどのようにすれば良いでしょうか。	資格情報のお知らせの再交付を希望の場合は「資格情報のお知らせ再交付申請書」を事業主経由で当健保組合へご提出ください。	令和6年12月

適用（取得・喪失） FAQ

項番	質問	回答	追加・更新年月
5	現行の保険証はいつまで使用できますか。	令和7年12月1日まで使用できます。	令和6年12月
6	現行の保険証は返却が必要でしょうか。	令和7年12月1日までに退職・扶養削除等が生じた場合は手続きの際に就労していた拠点（年金事務所・事務センター・本部）の総務ご担当者に返却してください。 令和7年12月2日以降は返却不要となりますので、ご自身にて破棄してください。	令和6年12月
7	退職時に資格確認書の返却は必要でしょうか。	有効期限内に退職・扶養削除等が生じた場合は手続きの際に就労していた拠点（年金事務所・事務センター・本部）の総務ご担当者に返却してください。 有効期限が過ぎたものは返却不要となりますので、ご自身にて破棄してください。	令和6年12月

適用（被扶養者（異動）届） FAQ

項番	質問	回答	追加・更新年月
1	定年再雇用になった場合は、どのような手続きが必要ですか。	定年再雇用になった場合は、記号・番号が変更されます。事業主から資格取得届が提出された後に「資格情報のお知らせ」を送付します。 また、再雇用後も引き続き健康保険の被扶養者とする場合は、「被扶養者（異動）届」と添付書類を添付の上、事業主に提出してください。 4月は新規採用者が多いため、保険証の交付までに2週間程度かかることもあり、通常よりも時間を要しますので、あらかじめご了承ください。	令和6年12月
2	被扶養者を健康保険の扶養としたい場合は、どのような手続きが必要ですか。	健康保険の被扶養者として認定をご希望の場合は、速やかに扶養追加の手続きをしてください。手続きについては、「被扶養者（異動）届」と扶養認定に必要な各種添付書類を添付の上、事業主に提出してください。 4月は新規採用者が多いため、保険証の交付までに2週間程度かかることもあり、通常よりも時間を要しますので、あらかじめご了承ください。 令和6年12月2日以降の新規加入者でマイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていない場合は「被扶養者（異動）届」とともに「資格確認書（再）交付申請書」を添付して事業主経由で当健保組合へご提出ください。	令和6年12月
3	被扶養者が就職した場合は、どのような手続きが必要ですか。	就職したことにより、健康保険の被扶養者から外れる場合は、速やかに扶養削除の手続きをしてください。手続きについては、「被扶養者（異動）届」、就職先の資格情報のお知らせ等の写しを添付の上、事業主に提出してください。 有効期限内の資格確認書をお持ちの場合は、併せてご返却してください。	令和6年12月
4	被扶養者が収入超過となった場合は、どのような手続きが必要ですか。	被扶養者の収入が扶養の範囲を超えた場合は、速やかに扶養削除の手続きをしてください。手続きについては、「被扶養者（異動）届」と収入超過の事実が確認できる書類を添付の上、事業主に提出してください。 有効期限内の資格確認書をお持ちの場合は、併せてご返却してください。 なお、提出を失念していた場合は、遡及して扶養の削除となり、保険給付の返還手続きが発生する場合がありますので、ご注意ください。	令和6年12月

適用（喪失証明） FAQ

項番	質問	回答	追加・更新年月
1	機構を退職し、国民健康保険に切り替えようと考えていますが、資格喪失証明書を発行してもらうためにはどのような手続きが必要ですか。	退職後に、資格喪失証明書は自動的に発行されませんので、発行を希望される方は、当健保組合に「資格喪失証明書発行申請書」を申請してください。	令和5年3月
2	資格喪失証明書発行申請書はいつ提出すればよいでしょうか。	申請書の提出は資格喪失日以降が原則ですが、事前に提出された場合であっても、当健保組合で受付をすることは可能です。	令和5年3月
3	退職後、直ぐに国民健康保険に切り替えるため、早急に資格喪失証明書が必要です。申請書を提出したらどれくらいで届きますか。	資格喪失証明書は、事業主から当健保組合に資格喪失届が提出され、当健保組合で処理完了後に作成することになります。 事業主からの資格喪失届の提出時期は事実発生から5日以内となっていますが、具体的な日にちについては、当健保組合では分かりかねますので、事業主にお問い合わせください。 なお、4月は証明書の発行を希望される方が多いため、証明書の送付まで通常よりも時間を要しますので、あらかじめご了承ください。	令和5年3月
4	資格喪失証明書を速達で送付してほしい。	当健保組合では速達での対応は出来かねます。速達や書留等での送付を希望される方は、速達や書留分の切手を貼った返信用封筒をご用意の上、申請書と一緒に郵送してください。	令和5年3月

適用（任意継続） FAQ

項番	質問	回答	追加・更新年月
1	任意継続の取得手続きはどのようにすればよいでしょうか。	退職後引き続き健康保険の任意継続を希望される際は、「任意継続被保険者資格取得申出書」を記載の上、当健保組合に郵送でご提出ください。 令和6年12月2日以降の新規加入者でマイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていない場合は、「任意継続被保険者資格取得申出書」の資格確認書交付希望欄に○をしてください。 用紙については、当健保組合のホームページ又は機構のグループウェアからダウンロードしてください。	令和6年12月
2	任意継続資格取得申出書はいつ提出すればよいでしょうか。	任意継続の取得申出書の提出は資格喪失日以降が原則ですが、事前に提出された場合であっても、当健保組合で受付をすることは可能です。 ただし、任意継続の資格情報のお知らせと納付書の発行等の処理は、事業主から当健保組合に資格喪失届が提出がされた後でなければ事務処理ができません。 また、4月は任意継続の取得手続きをされる方が多いため、資格情報のお知らせ等の送付まで通常よりも時間を要しますので、あらかじめご了承ください。	令和6年12月
3	任意継続の取得手続きを行うにあたって、郵送で送付すると、遅くなる可能性があるため窓口に持参したいのですが可能でしょうか。	当健保組合では、窓口対応は行っておりませんので、退職後20日以内に必着となるよう郵送で提出してください。 なお、20日目が土日祝の場合は翌営業日までが期限となりますが、当健保組合への届出が申出の期限を経過した場合は、加入できませんのでなるべく早めに提出してください。	令和5年3月
4	資格取得の手続きをしてから資格情報のお知らせが届くまでどの程度日数を要しますか。	事業主から当健保組合に資格喪失届が提出され、処理完了後に当健保組合で任意継続の事務処理が可能となりますので、資格喪失日から概ね1週間程度お時間がかかります。例年、4月は任意継続の資格取得を希望される方が多いため、資格情報のお知らせ・納付書の発送まで通常より日数を要します。書類が到着するまで、2週間から3週間程度を要することがありますので、あらかじめご了承ください。	令和6年12月

適用（任意継続） FAQ

項番	質問	回答	追加・更新年月
5	任意継続に加入できる条件を教えてください。	機構に2か月以上在籍されている職員が、退職後20日以内に「任意継続被保険者取得申出書」を当健保組合に提出された方が対象となります。	令和5年3月
6	任意継続はいつまで加入できますか。	任意継続は最長2年間となります。	令和5年3月
7	任意継続加入中に75歳を迎えますが、いつまで加入できますか。	75歳になると、任意継続被保険者から後期高齢者医療制度に移管となります。したがって、任意継続に加入できるのは75歳までとなります。また、被扶養者がいる場合は、被扶養者も同日で資格を喪失します。 なお、75歳になられた方に対しては、75歳到達による資格喪失の事務処理を行い、自宅に資格喪失通知が送付されます。	令和5年3月
8	任意継続の加入中に、新たに就職し健康保険の資格を取得しましたがどのような手続きが必要ですか。	任意継続被保険者加入中に就職し、新たに健康保険の資格を取得された場合は、「任意継続資格喪失申出書」に必要事項を記載し、①資格喪失申出書、②任意継続の被保険者証等（本人・被扶養者分）、③就職し交付された資格情報のお知らせの写し（被保険者分のみ）を当健保組合にご提出ください。 用紙については、資格取得時にお配りしたしおり又は当健保組合のホームページからダウンロードしてください。	令和6年12月
9	任意継続に加入中ですが、資格を喪失することは可能ですか。	任意継続について、任意による資格喪失を希望される場合は、「任意継続資格喪失申出書」に必要事項を記載のうえ、喪失を希望する月の前月末までに当健保組合に必着で郵送してください。 例） 令和5年4月1日に資格喪失を希望 ⇒令和5年3月31日までに資格喪失申出書を当健保組合に必着すること	令和5年3月

適用（任意継続） FAQ

項番	質問	回答	追加・更新年月
10	任意継続の取得手続きを行い、資格情報のお知らせと納付書が届きました。保険料はいつまでに納付すればよいでしょうか。	資格取得月については、当健保組合が指定した期日が納付書に示されていますので、期日内に納付してください。納付がない場合は資格取得日に遡及して取得の取消しとなりますので、納付漏れがないようご注意ください。	令和6年12月
11	資格取得月以降の保険料の納付期日はいつまでになりますか。	資格取得月の翌月以降については、前納を希望されている方は、前納開始の前月末日までに、月々の納付を希望されている方は、原則毎月10日までに納付してください。	令和5年3月
12	保険料を納め忘れましたが、どうなりますか。	保険料を納付し忘れた場合は、納付期日の翌日をもって資格喪失となりますので、納付漏れがないよう納付期日の確認をお願いします。	令和5年3月
13	保険料を口座引き落としで行いたいのですがどのような手続きが必要ですか。	当健保組合では口座引き落としによる方法は行っていないです。送付した納付書でお支払いください。	令和5年3月
14	金融機関で納付する場合は、手数料はかかりますか。	三菱UFJ銀行の本支店から振込まれる場合は、手数料はかかりません。 他の金融機関から振り込まれる場合は、各金融機関の定める振込手数料がかかります。（加入者の方のご負担となります。）	令和5年3月
15	任意継続の資格喪失の証明はいつまでに届きますか。	資格喪失証明書を発行するにあたり、任意継続被保険者の資格喪失を登録する必要があります。この処理は、資格喪失日以降でなければ事務処理ができません。事務処理後に資格喪失証明書を作成し、ご自宅に郵送いたしますので、資格喪失証明書の発送は資格喪失日のおおよそ2営業日後となります。 なお、4月については、任意継続の資格が喪失される方が多いため、資格喪失証明書の発送は資格喪失日から5営業日ほどいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。	令和5年3月